

令和7年度発掘調査等事業報告

1. 発掘調査事業

遺跡名	事業種別	所在地	調査面積	調査期間	調査要因	時代	備考

※令和7年度は発掘調査事業なし。

2. 文化財調査報告書作成事業（予定含む）

遺跡名	事業種別	所在地	発掘調査年度	調査要因	時代	備考
蓮鳥遺跡第4地点	受託事業	福岡駅東二丁目	令和6年度	一般開発		刊行
宮司蓮町遺跡第2地点	受託事業	宮司二丁目	令和6年度	一般開発		刊行
上西郷シヨウ古墳	受託事業	日蔭野六丁目	平成25年度	区画整理事業		原稿作成のみ
手光古墳群大人支群	受託事業	光陽台南	平成7年度	一般開発		刊行
辻遺跡	受託事業	中央五丁目	平成26年度	一般開発		刊行
宮司志良部遺跡第5地点	受託事業	宮司二丁目	平成26年度	一般開発		刊行

3. 試掘・確認調査件数（依頼・実施）

令和6年度実績：	依頼件数	96 件		
	実施件数	77 件	うち人力	10 件
			うち重機	67 件
令和7年度実績：	依頼件数	79 件		
※2025/2/28現在	実施件数	63 件	うち人力	5 件
			うち重機	58 件

令和8年度発掘調査等事業予定

1. 発掘調査事業（現場作業）

遺跡名	事業種別	所在地	調査予定期間	調査要因	備考
津屋崎塩田遺跡第5地点	受託事業	津屋崎五丁目	R08.5月～6月	宅地造成	※調査契約協議中
上西郷イマイミン遺跡	受託事業	上西郷	R08.5月以降	物流施設建設	※調査契約協議中
在自西ノ後遺跡第8次調査	受託事業	津屋崎七丁目	R08.11～12月	宅地造成	※調査契約協議中

※開発事業者との協議により調査予定期間が変動する可能性あり。

2. 文化財調査報告書作成事業

遺跡名	事業種別	所在地	発掘調査年度	調査要因	備考
草場遺跡第3地点	受託事業		平成18年度	土地区画整理	原稿作成のみ
割畑遺跡第2地点	受託事業		平成16年度	土地区画整理	原稿作成のみ
道正遺跡	受託事業		平成22年度	道路建設	原稿作成のみ
上西郷タナカ遺跡第1地点	受託事業		平成20、21年度	土地区画整理	原稿作成のみ
上西郷ニホンスギ遺跡	受託事業		平成21年度	土地区画整理	原稿作成のみ
草場遺跡第2地点	受託事業		平成18,19年度	土地区画整理	原稿作成のみ
大裏遺跡第3地点東半	受託事業		平成19年度	土地区画整理	原稿作成のみ
大裏遺跡第3地点西半	受託事業		平成19年度	土地区画整理	原稿作成のみ
割畑遺跡第3地点	受託事業		平成19年度	土地区画整理	原稿作成のみ
上西郷ヒウチン遺跡	受託事業		平成16年度	土地区画整理	原稿作成のみ
上西郷ジョウ遺跡第3地点	受託事業		平成18年度	土地区画整理	原稿作成のみ
上西郷ジョウ遺跡第2地点	受託事業		平成18年度	土地区画整理	原稿作成のみ
宮司志郎遺跡A区	受託事業		平成20年度	宅地造成	原稿作成のみ

県指定天然記念物恋の浦海岸のき損について

1. 経緯

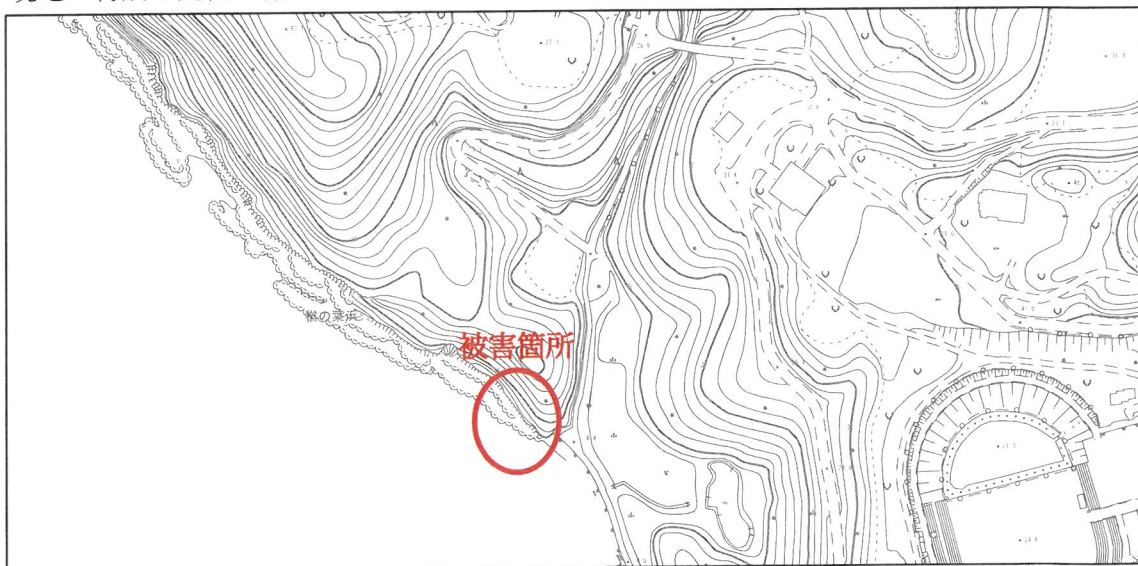
令和7年8月9～11日	豪雨災害発生
8月12日	現地確認に向かうが道路寸断のため断念
8月13日	改めて現地確認に向かうが前日と同様の状況のため断念
8月21日	現地確認 海岸を経由して可能な限り接近し写真撮影 以前の写真と照合したが、被害を把握できなかった
11月28日	道路復旧のため現地で状況を確認、局所的な崩落を把握 確認所見から8月21日時点で被害が発生していることを確認

2. き損の内容

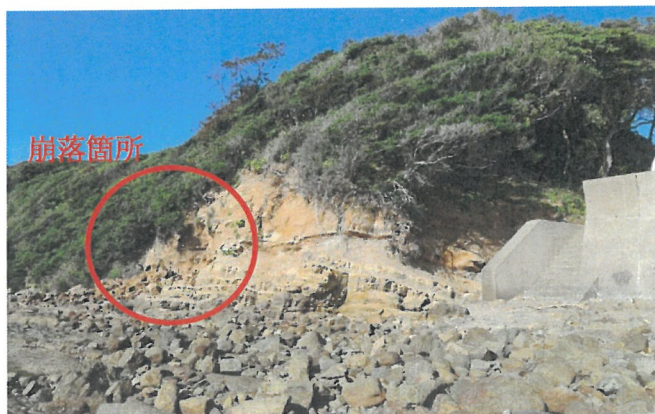
幅5m、高さ7mの範囲で崖面が崩落し、下部に崩落した礫が集積する

3. 対応について

県に報告後、き損届を提出。崩落箇所は安定勾配を維持しており、今後新たに崩落する危険はないと判断し、現地で特別な処置は講じていない。



被害箇所位置図



令和4年度現地状況



令和7年度現地状況

県指定文化財確認調査について

1. 内容

福津市管内の県指定有形文化財（美術工芸品）及び有形民俗文化財について、文化財の現物を確認し、文化財及び管理状況の写真を撮影して県に報告するもの。5年に一度の間隔で実施されており、前回は令和2年度に実施している。令和7年10月31日に報告を完了済み。

2. 対象文化財

調査対象文化財は以下の通り

名称	種別	調査日	備考
一楽院文書並びに法具類	有形民俗文化財		県が所有者と調整中
新原の百塔板碑	有形文化財 (考古資料)	令和7(2025)年7月24日	
福間浦鱒漁絵馬 附寛政六年絵馬	有形民俗文化財	令和7(2025)年9月30日	
木造釈迦如来立像	有形文化財 (彫刻)	令和7(2025)年7月24日	
梵鐘	有形文化財 (工芸品)	令和7(2025)年7月24日	
天正三年拾月起拾月祭座帳(祭座帳、 〔附〕舍利蔵縁起宝永本、同安政本、紙 本仙厓筆舍利山関係文書、舍利、舍利、 紙本仙厓筆舍利山関係文書)	有形民俗文化財	令和7(2025)年6月9日	
天正三年拾月起拾月祭座帳 (〔附〕仙厓筆舍利山額)	有形民俗文化財	令和7(2025)年6月9日	
天正三年拾月起拾月祭座帳 (〔附〕紙本仙厓筆舍利山関係文書)	有形民俗文化財	令和7(2025)年6月9日	

文化財防火査察について

例年、1月26日の文化財防火デーに合わせて近い日程で実施。令和7年度も1月半ば～2月始めにかけて福津消防署により防火設備点検等が実施された。文化財課職員も立会を実施し、文化財の保管状況に変化が無いかを確認した。

令和8年文化財防火査察一覧表

月日	時間	市	場所	名称	区分	告示板	査察員	車両	立会
1月22日 (木)	9:00	福津	諏訪神社	福間浦鰯漁絵馬	県民・絵	有	福津消防署 2課 非番員2人	福津署 軽自動車	文化財課 (松永)
	9:30		金毘羅神社	一楽院文書並びに 法具類	県有・古	有			
	10:00		舍利蔵・ 歴史資料室	天正三年拾月起拾 月祭座帳	県民・書	有			
2月9日 (月)	10:00	福津	宮地嶽神社	筑前国宮地嶽神社境内内 出土骨蔵品	国宝・考	無	福津消防署 1課当務員	タンク1	文化財課 (松永)
1月14日 (水)	10:00	福津	豊村酒造	豊村酒造旧醸造場施設	国重・建	有	福津消防署 1課当務員	タンク1	文化財課 (田上・高木)
区分凡例	有形文化財 (建造物・美術工芸品)			国指定	国宝：国宝、国重：重要文化財、国登：登録有形文化財				
				県指定	県宝：県宝、県有：県指定有形文化財				
				市指定	市宝：市宝、市有：市指定有形文化財				
	民俗文化財			国指定	国民：重要有形民俗文化財				
				県指定	県民：県指定有形民俗文化財				
				市指定	市民：市指定有形民俗文化財				
建：建造物、絵：絵画、彫：彫刻、工：工芸品、書：書跡・典籍、古：古文書、歴：歴史資料、考：考古資料									

福津市文化財保存費補助金交付要綱の改正について

1. 告示名称

福津市文化財保存費補助金交付要綱（平成 17 年福津市告示第 25 号）

2. 改正日

令和 8 年 2 月 2 日

3. 改正の目的

- （1）補助対象の明確化
- （2）文化財の措置に応じた補助方法の設定

4. 主な改正内容

- ・文化財に限定した補助金要綱とし、郷土芸能の補助金交付要綱は別立てとする。
- ・補助対象を国県指定文化財、市指定・選択文化財とする。
- ・補助対象事業、及び補助対象経費を新たに設定する。

5. 参考資料

- ・福津市文化財保存費補助金交付要綱の一部を改正する告示（令和 8 年 2 月 2 日福津市告示第 104 号）
- ・（改正前）福津市文化財保存費補助金交付要綱条文

福津市文化財保存費補助金交付要綱の一部を改正する告示
(令和8年2月2日福津市告示第104号)

福津市文化財保存費補助金交付要綱(平成17年福津市告示第25号)の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までを次のように改める。

(趣旨)

第1条 この告示は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号)及び福津市文化財保護条例(平成17年福津市条例第72号)の規定に基づく福津市における文化財の保存等事業について、これらの経費の一部を交付する福津市文化財保存費補助金(以下「補助金」という)に関し福津市補助金等交付規則(平成17年福津市規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国又は県の指定に係る文化財の保存・整備・管理事業で、国又は県の補助対象となる事業

(2) 福津市の指定に係る文化財の保存・整備・管理事業

(3) 福津市指定無形民俗文化財以外で福津市教育委員会が選択した無形民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に関する事業

2 補助金の交付対象経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号の規定による補助金の交付の対象となる経費は、国庫又は県費補助の対象経費によるものとする。

(2) 前項第2号から第3号の規定による補助金の交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び原材料費とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、事業に応じて次の各号に定める区分によるものとする。ただし、千円未満の端数については、切り捨てる。

(1) 前条第1項第1号の事業 補助対象経費から国県等の補助額を控除した2分の1以内の額

(2) 前条第1項第2号から第3号までの事業 補助対象経費の3分の2以内の額

第4条中「団体等」の次に「(以下「事業主体者」という。)」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 所有者、管理責任者又は保持者若しくは保持団体の最近3箇年の収支決算の概要を記載した書面

第5条第1項中「速やかに」を削る。

第6条第1項中「団体等(以下「補助事業主」という。)」を「事業主体者」に改め、同条第2項中「補助事業主」を「事業主体者」に改める。

第7条中「補助事業主」を「事業主体者」に、「1箇月」を「30日」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) その他、市長が必要と認める書類

第8条から第10条までの規定中「補助事業主」を「事業主体者」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号中「補助事業主」を「事業主体者」に、「3月31日」を「 月 日」に、「1箇月」を「30日」に改める。

様式第4号中「事業主体名 代表者」を「事業主体者 住所 氏名」に改め、「補助金交付決定」の後に「の通知」を加える。

様式第5号中「事業主体名 代表者」を「事業主体者 住所 氏名」に改める。

様式第7号中「事業主体名 代表者」を「事業主体者 住所 氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月2日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

福津市文化財保存費補助金交付要綱(平成17年福津市告示第25号)新旧対照表

新	旧
<p><u>(趣旨)</u> 第1条 この告示は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号)及び福津市文化財保護条例(平成17年福津市条例第72号)の規定に基づき福津市における文化財の保存等事業について、これらの経費の一部を交付する福津市文化財保存費補助金(以下「補助金」という)に関し福津市補助金等交付規則(平成17年福津市規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(補助対象事業及び経費)</u> 第2条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国又は県の指定に係る文化財の保存・整備・管理事業で、国又は県の補助対象となる事業</p> <p>(2) 福津市の指定に係る文化財の保存・整備・管理事業</p> <p>(3) 福津市指定無形民俗文化財以外で福津市教育委員会が選択した無形民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に関する事業</p> <p>2 補助金の交付対象経費は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前項第1号の規定による補助金の交付の対象となる経費は、国庫又は県費補助の対象経費によるものとする。</p> <p>(2) 前項第2号から第3号の規定による補助金の交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な報酬、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び原材料費とする。</p> <p><u>(補助金額)</u> 第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、事業に応じて次の各号に定める区分によるものとする。ただし、千円未満の端数について</p>	<p><u>(趣旨)</u> 第1条 この告示は、福津市における文化財及び郷土芸能等(以下「文化財」という。)の保存に関し、積極的な地域的活動を行う団体等が実施する事業及び文化財の保存・整備事業に対し、福津市が交付する補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(補助対象)</u> 第2条 補助金の交付対象事業は、文化財の保存・整備事業で次に掲げる事業のうち、市長が特に事業効果が高いと認めたものとする。</p> <p>(1) 文化財の保存・整備事業</p> <p>(2) その他市長が文化財を保護するために必要と認める事業</p> <p><u>(補助金額)</u> 第3条 補助金額は、予算の範囲内において補助対象事業費の3分の2以内の額とし、国県等の補助がある場合は、当該補助額を控除した</p>

は、切り捨てる。

- (1) 前条第1項第1号の事業 補助対象経費から国県等の補助額を控除した2分の1以内の額
- (2) 前条第1項第2号から第3号までの事業 補助対象経費の3分の2以内の額

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等(以下「事業主体者」という。)は、あらかじめ文化財保存費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(3) (略)

(4) 所有者、管理責任者又は保持者若しくは保持団体の最近3箇年の収支決算の概要を記載した書面

- (5) (略)

(交付の決定及び通知書類)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 (略)

(変更交付申請)

第6条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた事業主体者は、補助金交付申請内容を変更する場合は、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業主体者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 事業主体者は、補助金に係る事業が完了したときは、完了後3

額の2分の1以内の額とする。ただし、市長が特に必要があるとき認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、あらかじめ文化財保存費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(3) (略)

- (4) (略)

(交付の決定及び通知書類)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 (略)

(変更交付申請)

第6条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた団体等(以下「補助事業主」という。)は、補助金交付申請内容を変更する場合は、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業主は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業主は、補助金に係る事業が完了したときは、完了後1

<p>0日 以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) その他、市長が必要と認める書類 (交付額の確定)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、文化財保存費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに<u>事業主体者</u>に通知する。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)による<u>事業主体者</u>の請求に基づき、補助金を交付する。</p> <p>(補助金交付の取消し)</p> <p>第10条 市長は、<u>事業主体者</u>が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>様式第1号(第4条関係) (略)</p> <p>様式第2号(第5条関係) (略)</p> <p>様式第4号(第6条関係) (略)</p> <p>様式第5号(第7条関係) (略)</p> <p>様式第7号(第9条関係)</p>	<p>箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(交付額の確定)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、文化財保存費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに<u>補助事業主</u>に通知する。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)による<u>補助事業主</u>の請求に基づき、補助金を交付する。</p> <p>(補助金交付の取消し)</p> <p>第10条 市長は、<u>補助事業主</u>が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>様式第1号(第4条関係) (略)</p> <p>様式第2号(第5条関係) (略)</p> <p>様式第4号(第6条関係) (略)</p> <p>様式第5号(第7条関係) (略)</p> <p>様式第7号(第9条関係)</p>
---	--

| (略) | (略) |

○福津市文化財保存費補助金交付要綱

平成17年1月24日

告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、福津市における文化財及び郷土芸能等(以下「文化財」という。)の保存に関し、積極的な地域的活動を行う団体等が実施する事業及び文化財の保存・整備事業に対し、福津市が交付する補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象事業は、文化財の保存・整備事業で次に掲げる事業のうち、市長が特に事業効果が高いと認めたものとする。

- (1) 文化財の保存・整備事業
- (2) その他市長が文化財を保護するために必要と認める事業

(補助金額)

第3条 補助金額は、予算の範囲内において補助対象事業費の3分の2以内の額とし、国県等の補助がある場合は、当該補助額を控除した額の2分の1以内の額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、あらかじめ文化財保存費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業の概要を示す図書(事業概要説明書、図面、カタログ、写真等)
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した場合は、文化財保存費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した場合は、文化財保存費補助金不交付通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。

(変更交付申請)

第6条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた団体等(以下「補助事業主」という。)は、補助金交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業主は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業主は、補助金に係る事業が完了したときは、完了後1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 契約書の写し
- (3) 完成図等
- (4) 引き渡し書又は納品書の写し
- (5) 事業に係る関係写真

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、文化財保存費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに補助事業主に通知する。

(補助金の請求)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)による補助事業主の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第10条 市長は、補助事業主が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を取り消した場合は、当該取消部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月24日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の津屋崎町文化財等保存費補助金交付規程(平成7年津屋崎町教育委員会規程第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和6年3月13日告示第68号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

以下、様式は省略

重要文化財豊村酒造旧醸造場施設補助事業について

1. 令和7年度補助事業

- (1) 防災施設整備事業
- (2) 国指定文化財管理事業（小修理）

2. 各事業の概要

- (1) 防災施設整備事業

名 称 : 豊村酒造旧醸造場施設主屋ほか 11 棟防災施設整備事業

種 別 : 国庫補助事業

事業費 : 19,222,000円

内 容 : 重要文化財建造物及び近接建造物に自動火災報知設備を新設する。

決算額及び補助額:

区分	金額	備 考
国庫補助金	16,338,000円	補助率 85%
県費補助金	1,441,000円	補助率 7.5%
市補助金	374,000円	
所有者負担額	1,070,751円	
合計（決算額）	19,223,751円	

※資料作成段階（3/11）で精算中のため決算額が小規模に変動する可能性あり。

- (2) 国指定文化財管理事業（小修理）

事 業 名 称 : 豊村酒造旧醸造場施設小修理事業

種 別 : 県費補助事業

事 業 費 : 930,886円

内 容 : 令和5年7月の大雨により落下した主屋応接室軒下洗い出しを遣り替えて旧状を復旧する。

決算額及び補助額:

区分	金額	備 考
県費補助金	465,000円	
市補助金	232,000円	
所有者負担額	270,868円	
合計（決算額）	967,868円	

3. 今後の事業予定

- (1) 修理、防災、公開活用事業

令和 9・10年度 保存活用計画策定

令和10・11年度 調査工事（令和12年度修理工事着手で調整中。）

- (2) 国指定文化財管理事業

毎年実施（防災設備保守点検、小修理、防蟻処理等）



写真1
作業所
施工前



写真2
作業所
配線作業



写真3
作業所
感知器設置



写真4
本座敷棟
床
配線済



写真5
本座敷棟
床
探知機設置工事



写真6
主屋
土間
高所作業車



写真7
酒庫
総合盤
施工前



写真8
酒庫
総合盤
配線工事



写真9
酒庫
総合盤
取付済



豊村酒造旧醸造場施設 小修理実施箇所位置図 1/500



破損時（令和5年7月）状況



修理前状況



修理後状況

国登録有形文化財「旧上妻家住宅井戸屋形」について（報告）

1. 文化財の概要

名称及び員数	: 旧上妻家住宅（津屋崎千軒民俗館藍の家）井戸屋形 1棟
登録年月日・同番号	: 平成19年12月19日・第40-0058号
所在場所	: 福岡県福津市津屋崎四丁目935
所有者氏名・住所	: 福津市・福岡県福津市中央一丁目1番1号
構造、形式	: 木造平屋建、桧皮葺、建築面積1.0㎡

2. 報告事案の概要

- (1) 事案概要 : 現状変更届の無届による屋根葺材の変更。
- (2) 発生日 : 平成27年9月1日～8日（井戸屋形修繕工事実施期間）
- (3) 発覚日 : 令和5年7月4日
屋根の葺き替えを検討していた地域振興課（現観光振興課）が、文化財課に手続きを相談した際に発覚。
- (4) 原因 : 工事担当者が屋根を同材で葺き替える内容と誤認し、維持の措置の範囲の工事と判断したため。
- (5) 対応 : 事後の現状変更届、現状変更完了報告を提出
令和8年2月2日 : 現状変更届、現状変更完了報告提出
令和8年2月13日 : 現状変更届、現状変更完了報告受理通知

3. 再発防止策

- ・観光振興課（旧地域振興課）と文化財課が事業計画、契約事務、履行、完成検査の各段階において情報を共有し、文化財担当が履行時に適宜現地の状況を確認する。
- ・年に1回、運営者（藍の家保存会）・観光振興課（旧地域振興課）・文化財課の三者で今後の修繕等について協議する場を設ける。

登録有形文化財登録証

平成19年12月5日 登録

登録番号第40 - 0058号

旧上妻家住宅（津屋崎千軒民俗館藍
の家）井戸屋形 一棟

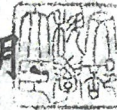
木造平屋建、**桧皮葺**、建築面積1.0㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

平成19年12月19日

文部科学大臣

渡海 紀三朗



登録文化財登録証



平成27年撮影（工事前）



令和5年撮影

国登録有形文化財に登録される文化財の概要

なみおりじんじゃ ほんでん はいでん へいでん てみずしゃ にのとりい
波折神社 本殿・拝殿及び幣殿・手水舎・二ノ鳥居

1. 所在地 福岡県福津市津屋崎四丁目 1386 番地

2. 構造形式

本 殿 : 木造平屋建、銅板葺、建築面積 19 m² (明治 23 年/令和 3 年改修)

拝殿及び幣殿: 木造平屋建、銅板葺、建築面積 55 m² (大正 9 年/昭和 54 年改修)

手 水 舎 : 木造、瓦葺、面積 4.7 m² (大正 11 年)

二ノ鳥居 : 石造、間口 4.2m、高さ 5.5m (大正 9 年)

3. 所有者 波折神社

4. 評価基準

本殿、拝殿及び幣殿 : 二 造形の規範となっているもの

手水舎、二ノ鳥居 : 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの

5. 概 要

(1) 波折神社の概要

波折神社は中世以来の港湾集落「津屋崎」の産土神である。旧社格は村社。かつての入海の出口を塞ぐ砂丘の先端部に所在する。本来は東方 500m の「宮ノ元」に鎮座したが、承久 3 (1221) 年に現位置へ遷座したという。神社の縁起には波折神社三座として瀬織津姫大神、住吉大神、志賀大神の三神をあげ、神功皇后が津屋崎の河原崎に神籬を設けて三神を祀ったと記す。境内社の須賀神社は正徳 2 (1712) 年に博多櫛田社から勧請したもので、これを契機に始まった津屋崎祇園山笠は現在も継承されるとともに市指定無形民俗文化財に指定されている。

「津屋崎」地名の史料上の初見は永和元/天授元 (1375) であるが、波折神社の遷座はそれを 100 年以上さかのぼる承久 3 (1221) 年である。同じく津屋崎に所在する教安寺は直後の寛喜 3 (1231) 年開基と伝えており、港湾集落としての津屋崎の骨格はこの時期に成立したと考えられる。波折神社は津屋崎の成立を体現する存在であり、当時の建造物は現存しないものの現在に至るまで町並みの中核を担っている。

近世の津屋崎は、従来の海上交易に加えて勝浦・津屋崎塩田で生産された塩の積出港としての役割も加わり宗像七浦の一つに数えられたが、明治後期になると舟運の退潮と塩田廃止により活況を失いかける。しかし、海水浴場をはじめとする娯楽施設開場等の各種振興策が功を奏し、海浜リゾート地として変貌していく。今回、文化財に登録される物件は明治～大正期の建立であり、津屋崎がまちの性格を変質させていく時期にあたる。本殿を飾る華やかな彫刻や拝殿内部の豪壮で雄大なつくりは、時代の変換点にありながらも津屋崎の旺盛な経済力を物語っており、近代における津屋崎の発展を示す重要な建造物である。

(2) 登録物件の概要

本殿は境内の北寄りに南面し、石積基壇に建つ三間社流造。屋根は銅板葺で四周に縁を巡らす。柱は円柱で平三斗、軒は二軒繁垂木。妻飾は二重虹梁大瓶束で笈形を付し、唐獅子、麒麟、波涛文などの彫刻で華やかに飾り、一部に彩色が残る。中備には鯉に仙人が乗る琴高仙人の彫り物を配す。建築面積は 19 m²。建立は棟札から明治 23 年。大工棟梁は宗像郡赤間の呉羽平右衛門棟重。

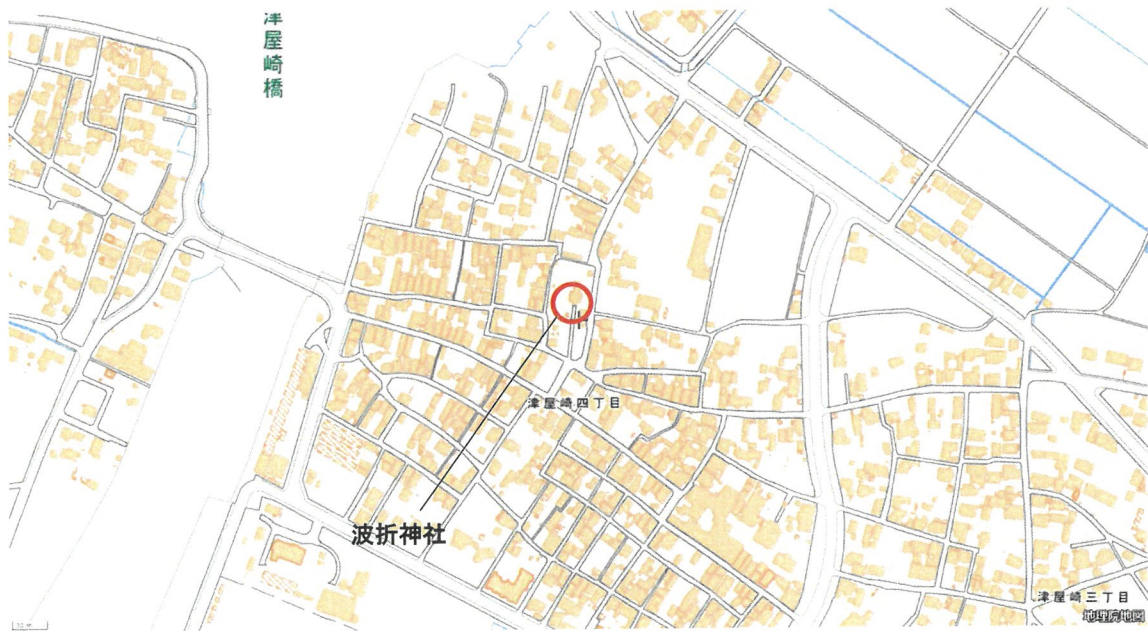
拝殿及び幣殿は本殿の南に建つ。拝殿は正面三軒、側面三軒、切妻造妻入銅板葺。旧筑前国に多くみられる構造形式である。拝殿正面には擬宝珠高欄付の縁を設け、一間向拝を付す。内部は一室の畳敷とし、上部は化粧屋根裏天井で、二重虹梁を現した雄大なつくり。拝殿背面に両下造銅板葺の幣殿が接続する。幣殿の背面側は平成初期に増築されているが、この部分は文化財登録範囲に含まれない。建立年は拝殿・幣殿ともに神社所蔵の記録から大正 9 (1920) 年。

手水舎は境内中央に位置する。桁行一間、梁間一間、切妻造棧瓦葺。成の高い礎石に角柱を四方転びに立て、頭貫と内法貫で固め、大斗肘木で桁と虹梁を受け、虹梁上の臺股で棟木を支持。南に井戸、北に手水鉢を配し、四方を吹放つ。小規模ながら境内景観に寄与している。建立年は手水鉢の年紀から大正 11 (1922) 年。

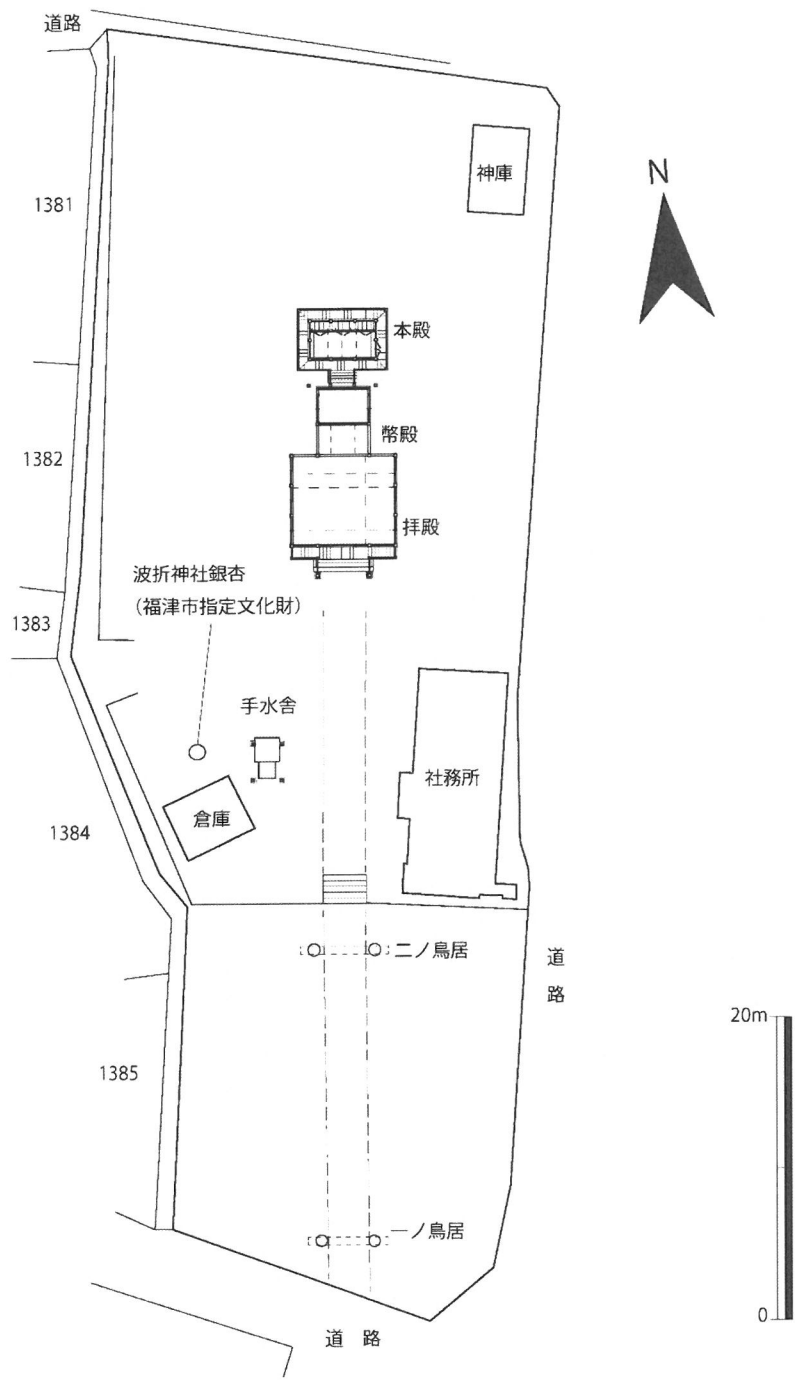
二ノ鳥居は境内中央に位置する石造の明神鳥居。間口 4.2m、高さ 5.5m。花崗岩の円柱を内転びに立てて貫で固め、頂部に笠木と島木を載せ、笠木と島木の全体に反りを付ける。拝殿及び幣殿の再建に伴い建立した丁寧なつくり。境内景観を整えている。建立年は柱の印刻から大正 9 (1920) 年。



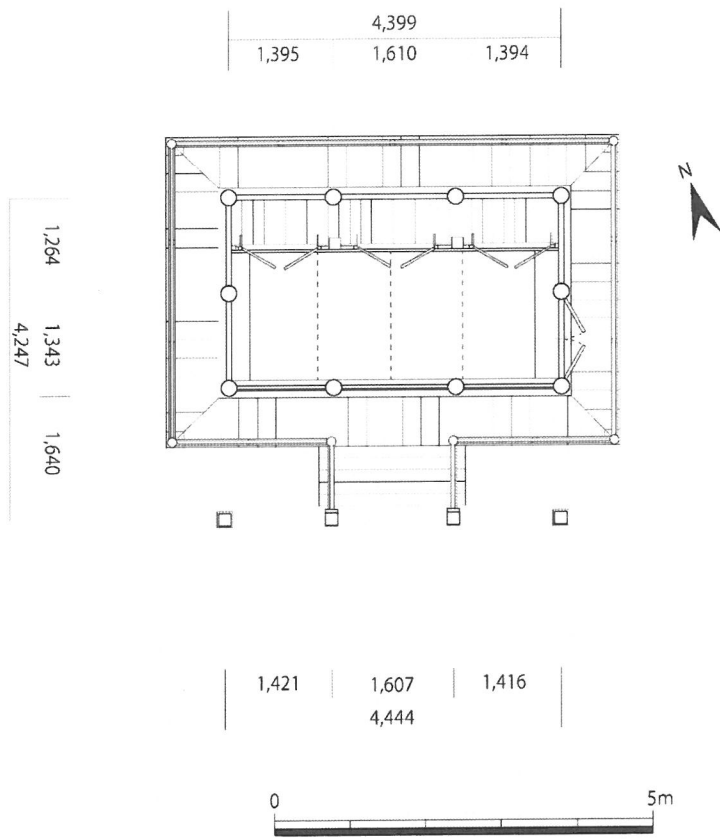
第1図 波折神社位置図その1



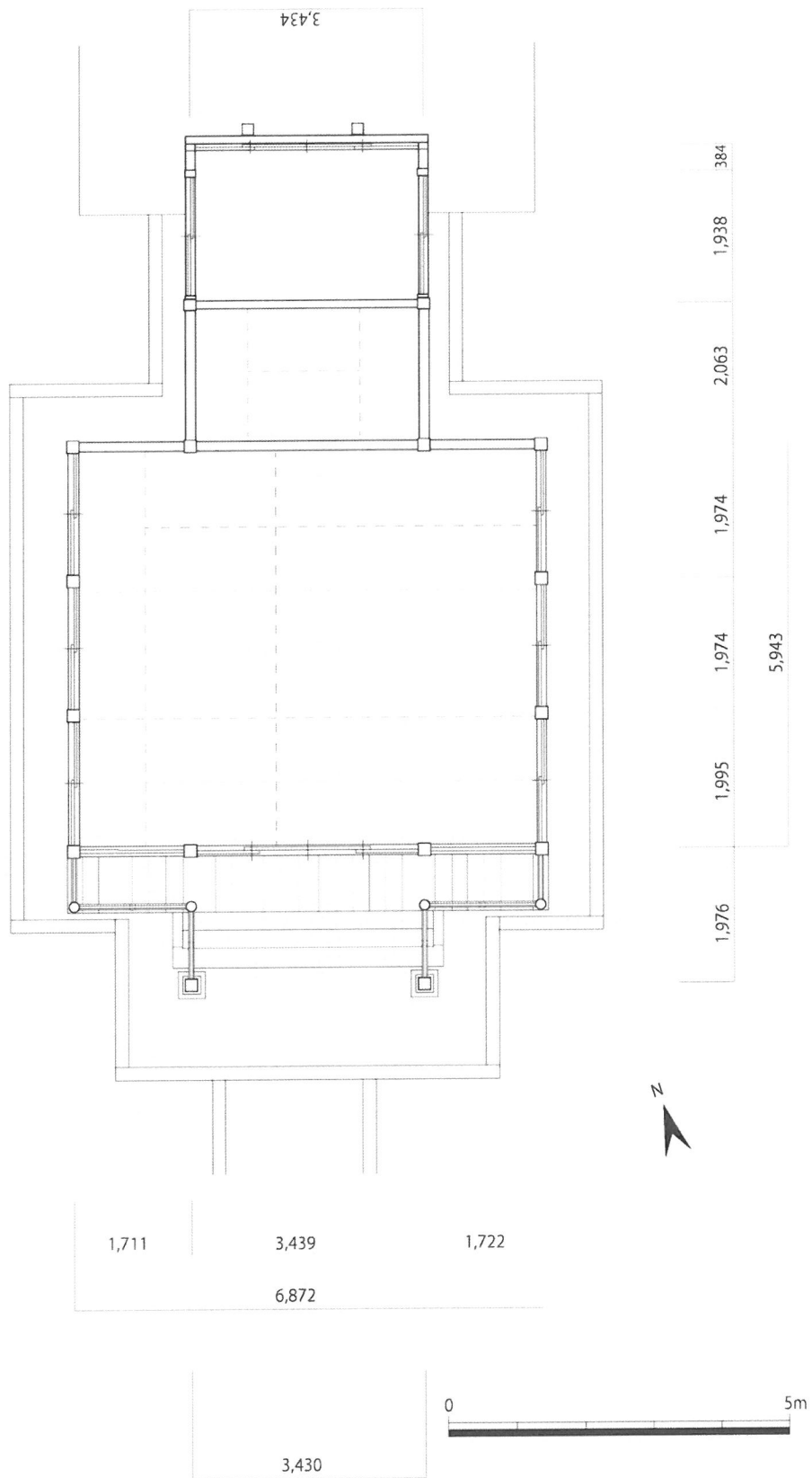
第2図 波折神社位置図その2



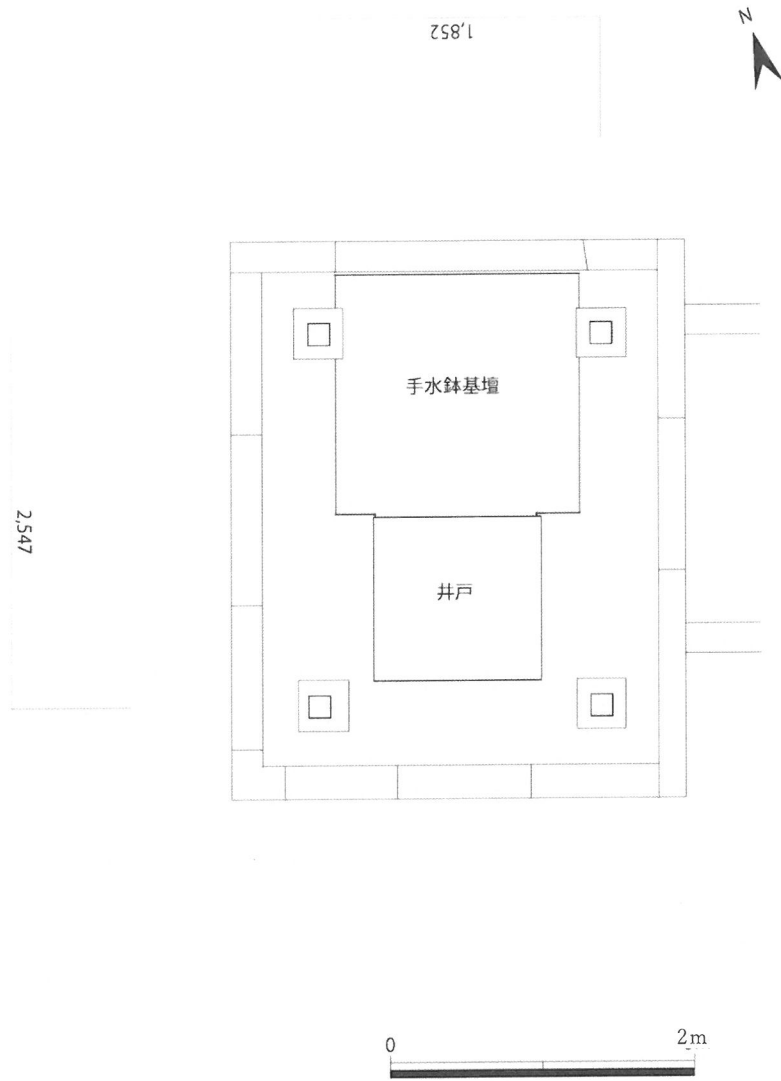
第3図 波折神社配置図 (S=1/500)



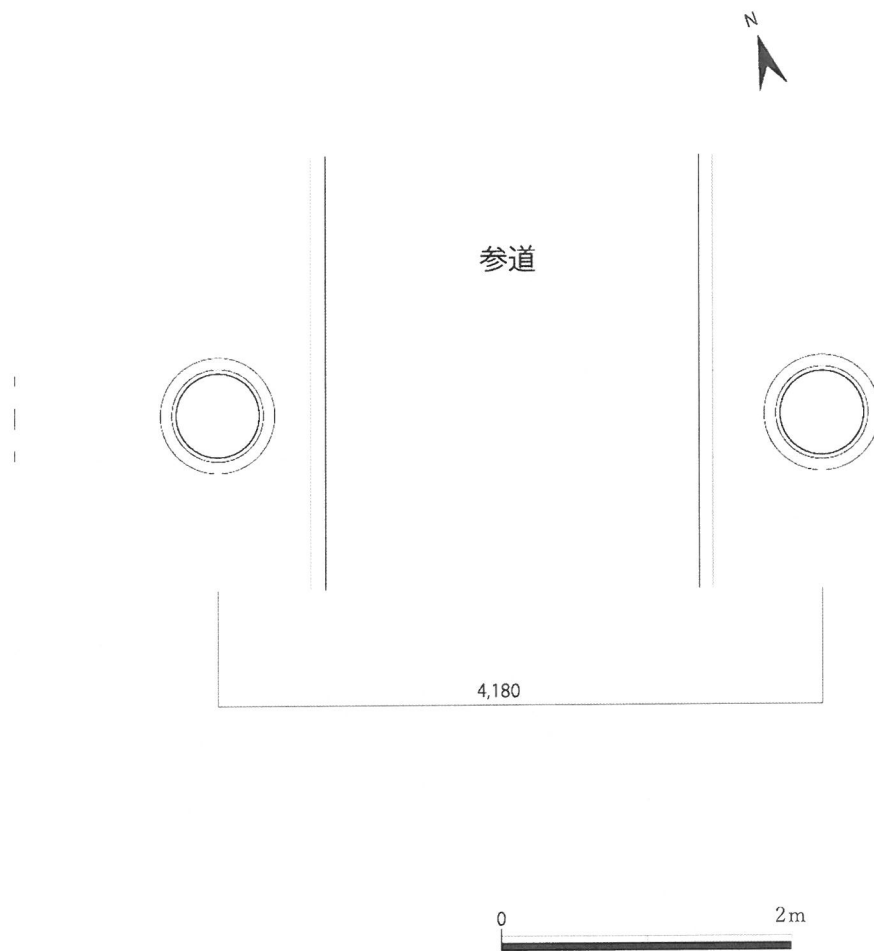
第 4 図 波折神社本殿平面図 (S=1/100)



第 5 図 波折神社拜殿及び幣殿平面図 (S=1/100)



第 6 図 波折神社手水舎平面図 (S=1/50)



第7図 波折神社二ノ鳥居平面図 (S=1/50)



写真1 本殿外観



写真2 本殿西妻部彫刻



写真3 拝殿外観



写真4 拜殿外観



写真5 拜殿二重虹梁



写真6 拜殿・幣殿内観



写真7 手水舎外観



写真8 二ノ鳥居全景



写真9 二ノ鳥居扁額

■福津市の指定・登録・選択文化財（今回答申含む）

種別	指定文化財			登録文化財	選択文化財	合計 (件)
	国(件)	県(件)	市(件)	国(件)	市(件)	
有形文化財	建造物	1		7		8
	絵画					0
	彫刻		1	2		3
	工芸品		1			1
	書籍・典籍・古文書					0
	考古資料	2	1	3		6
有形民俗文化財		3	2			5
無形民俗文化財			1		1	2
史跡	1		4			5
天然記念物		2	1			3
合計	4	8	13	7	1	33

※国指定文化財のうち考古資料2件は国宝。

■福津市の国指定重要文化財建造物

豊村酒造旧醸造場施設

(令和 6 年 1 月 19 日指定)

■福津市の国登録有形文化財（建造物）

旧上妻家住宅（津屋崎千軒民俗館藍の家）主屋

(平成 19 年 12 月 5 日登録)

旧上妻家住宅（津屋崎千軒民俗館藍の家）井戸屋形

(平成 19 年 12 月 5 日登録)

旧玉乃井旅館

(令和 7 年 3 月 13 日登録)

波折神社 本殿

(令和 8 年 3 月 26 日答申予定)

波折神社 拝殿及び幣殿

(令和 8 年 3 月 26 日答申予定)

波折神社 手水舎

(令和 8 年 3 月 26 日答申予定)

波折神社 二ノ鳥居

(令和 8 年 3 月 26 日答申予定)